

令和8年度きくちべんりカー等再編検討業務委託（公募型プロポーザル方式）質疑回答一覧

受付	項目	質問事項	回答
1	実施要領 全般	業務期間中、市担当者との定例打合せはどの程度の頻度・形式（対面/オンライン）を想定していますか。	月1回程度を想定しています。形式につきましては、基本対面を想定していますが、状況に応じてオンラインでの対応も可能です。
3	実施要領 9.応募意思表示の手続き	委託先のみならず再委託先の会社概要や実績などの情報は別途提出してもよいでしょうか。	業務の主要部分を再委託する場合、再委託先の会社概要及び実績も併せてご提出ください。
2	実施要領 9.応募意思表示の手続き（2） ②ウ）	提出資料として財務諸表（過去3年分の貸借対照表及び損益計算書）が指定されております。 しかしながら、前年度分がまだ作成中のため、現時点では2年分のみの提出となる見込みです。 この場合の取り扱い・対応方法について	公募開始時点で確定している直近3期分の提出をお願いします。

4	<p>実施要領 10.技術提案書の提出について</p>	<p>記載情報は委託先以外に再委託先の担当者情報の記載もしてよいでしょうか。</p>	<p>業務に携わる担当者を把握するため、再委託先の担当者情報も記載してください。</p>
5	<p>実施要領 10.技術提案書の提出について</p>	<p>目次ページが必要な際は、表紙と同様20頁には含まないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>含みません。</p>
6	<p>実施要領 12.二次審査</p>	<p>入室者3名以内であれば、再委託先の人員も出席してもよいでしょうか。</p>	<p>業務に携わる予定担当者が説明することとしておりますので、再委託先の出席も可能です。</p>
7	<p>仕様書 6.業務内容（全般）</p>	<p>令和7年3月策定の菊池市地域公共交通計画の策定時に実施した利用者アンケート調査の結果・生データは本業務において参照・活用できますか。また、その他過去の調査資料の提供範囲をお教えてください。</p>	<p>可能な範囲で提供可能です。その他過去の調査資料につきましては、令和5年度に実施しました、市民アンケートの資料が提供可能です。</p>

8	仕様書 6.業務内容（1）	きくちべんりカーのGTFS-JPデータは貸与いただけますでしょうか。	GTFS-JPデータですが、本市きくちべんりカーは取り扱っておりません。 過去5年間（R3～R7）の停留所別、時間帯別の利用実績データの提供のみ可能です。
9	仕様書 6.業務内容（1）	仕様書に「路線バス事業者から提供を受ける乗降データ等を活用」とありますが、提供いただけるデータの詳細をお教えてください。 ・対象期間（何年分か） ・含まれる項目（停留所別・時間帯別・乗降人数等）	過去5年間（R3～R7）の停留所別、時間帯別の乗降人数データの提供を想定しています。
10	仕様書 6.業務内容（1）	きくちべんりカーについて、予約実績・乗降実績・運行実施等のデータは市から提供いただけますか。提供いただける場合、データの期間・項目をお教えてください。	過去5年間（R3～R7）の停留所別、時間帯別の乗降人数データを提供可能です。
11	仕様書 6.業務内容（2）	「人流データ等の活用」とありますが、市として想定しているデータ（例：携帯電話位置情報データ、交通系ICカード等）はありますか。受託者が独自に調達する前提であれば、その旨ご確認ください。	携帯電話位置情報データが想定されますが、市民の移動実態を把握するためのより効果的なデータがありましたらご提案ください。

12	仕様書 6.業務内容（2）	住民ヒアリングやアンケート調査の実施にあたり、対象者（自治会・地域住民等）への協力依頼・周知は市から行っていただけますか。また、印刷・郵送等の付随費用の負担主体をお教えてください。	対応可能です。印刷、郵送等の付随費用については受託者にて負担をお願いします。
13	仕様書 6.業務内容（3）	再編後の概算費用の試算に必要な単価情報（運転手の人件費・燃料費・車両リース費等）は市または事業者から提供いただけますか。受託者が独自に設定する場合、市としての確認・承認プロセスはありますか。	提供予定です。

14	<p>仕様書 6.業務内容（4）</p>	<p>菊池市地域公共交通会議（年2回程度）について、現時点で想定している開催時期・参加者構成（人数・属性）をお教えてください。また、過去の会議録・配布資料は提供いただけますか。</p>	<p>現時点では、7月、11月を想定しています。構成人数は29人、属性は菊池市公共交通会議条例第3条第1項のとおりとしております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 (2) 市民又は利用者の代表 (3) 関係機関を代表する者 (4) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長 (5) 庁内関係部長 (6) 熊本県における関係行政機関の職員 (7) 学識経験を有する者 (8) その他市長が必要と認める者 <p>また、過去の会議録、配布資料については提供可能です。</p>
15	<p>仕様書 6.業務内容（5）</p>	<p>交通事業者との協議支援について、協議対象となる事業者は何社を想定していますか。また、事業者への初回のアプローチ（連絡・紹介）は市から行っていただけますか。</p>	<p>2社を想定しています。また、事業者との打ち合わせについては、初回も含めてアプローチ対応可能です。</p>